

全県連盟宛 H23-033 号(総)

平成23年 7月15日

ボーイスカウト都道府県連盟

理 事 長 各 位
県連盟コミッショナー 各 位

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟

日本連盟コミッショナー 新藤 信 夫

(公 印 省 略)

夏季の諸活動に向けて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本連盟の諸事業、各種プログラムにご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴連盟及び傘下の各隊・各団・各地区においては、夏休みに向けて夏季の諸活動の準備が進められていることと思います。

つきましては、スカウト活動における安全等について、下記のとおり留意事項をご通知申し上げますので、貴連盟指導者各位に周知下さるようお願い申し上げます。

また、今後ともあらゆる会合などの機会をとらえて、繰り返し安全意識の喚起と各部門の安全態勢を強化され、事故防止に対する万全の措置を講じられるよう、併せてスカウト、指導者一人ひとりが個人としても健康管理を含めて安全等について、自分で責任をもつ心構えの醸成にご協力いただくようお願いいたします。

敬具

記

1. 活動時における安全対策について

スカウト活動時における安全については、野外プログラム、特に夏季活動において次の項目について、隊指導者各位に徹底していただくようお願いいたします。

- (1) 水辺や海での活動が増える時期です。水のプログラムを実施する際には、十分な安全対策をお願いいたします。【別紙：1】
- (2) 「ナイフ等の刃物」の携行や使用の機会が平常より多くなる夏季のスカウト活動にあたっては勿論のこと、日常生活において使用されるカッターナイフ等の取り扱いを含む、危険予知教育などの安全対策をお願いいたします。平成21年度の傷害共済制度の事故では、切創事故が10.6%起きています。刃物の正しい扱い方について、安全管理および実技を伴う事前訓練の徹底をお願いします。【別紙：2】
スカウティング7月号に「15N」ナタの事故に関するアンケート結果（概要）及び「野外活動と刃物」が掲載されていますので、そちらも参考にして下さい。
- (3) これから真夏に向けて、0157などの食中毒の発生が予測されます。その予防には十分な対策を講じられるよう、指導者各位に注意を喚起するようお願いいたします。
日本連盟発行：野外活動における応急手当て『救急法』の「食中毒」参照（159～178頁）
- (4) 熱中症（熱射病、日射病ほか）の多く発生する時期です。スカウトの体調管理を含めた水分補給などの対策をお願いいたします
日本連盟発行：野外活動における応急手当て『救急法』の「熱中症」参照（57～68頁）
- (5) サイクリング中の事故、或いは自転車による集合場所への往復途上の交通事故等も目立ちます。自転車の正しい乗り方を含め、交通安全への配慮をお願いいたします。
- (6) 指導者は、日本連盟が制定した「チャイルドプロテクション」の重要性をご理解いただき、日常活動の中での取り組みへの意識を高めて下さい。（日本連盟ホームページのトップページにバナーがあります）
- (7) 3月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故の発生で、周辺環境から通常より高い濃度の放射能性物質が検出されています。屋外での活動は、各自治体及び文部科学省の関連情報を十分に把握・考慮し、活動内容を検討して下さい。

2. 指導者の心構えについて

- (1) 飲酒・喫煙
スカウト活動中の飲酒・喫煙については、指導者である立場、スカウトと接する状況を踏まえ、成人として配慮ある対応、行動をとっていただくようお願いいたします。
- (2) 安全対策
平成17年度より5年間運用していた傷害共済制度においては、事故発生件数に占める指導者の割合が常に20%以上と非常に高い発生率となっておりますことから、スカウトの安全指導に加え指導者自らも事故を起こさない様、引き続き自己管理を徹底するよう指導・助言をお願いいたします。

以上

安全について留意すべき事項

1. スカウトの年齢、知識、技能、体力に適合した、余裕のある計画をもってプログラムの実施にあたり、必ず、安全管理者を置いて、活動中における安全に関して常に十分な配慮をすること。
特に、水のプログラム(川遊び、水泳等)を実施する際には、実施場所の事前及び直前の調査、十分な指導・監視及び水難救助の態勢を整えること。この態勢が整わない時は、水のプログラム(川遊び、水泳等)を実施しないこと。
2. 室内、野外を問わず、スカウト活動における安全管理の原則を忠実に守ること。また、実施にあたり計画書を作成し、安全に関する各レベルで指導者の担当を明確にするとともに、相互に連携を密にすること。併せて、保険の加入について、今一度確認をしておくこと。
3. 野外活動の場所・気象条件等の環境の事前調査、及び用具・資材等安全確認と万全の準備、並びにスカウトや指導者に対して安全に関する必要な知識や技能の事前研修や準備訓練を確実に行うこと。また、これらの実施記録は必ず残すこと。
4. 指導者は、行事やプログラム活動中は、自己の健康管理を責任もって行い、スカウトの指導や対応にあたって判断に誤りがないようにすること。時に、プログラムの実施にあたっては、状況に応じてその活動を中止する勇気と決断を下す責任があることを肝に銘じること。
5. 指導者・スカウトともに、厳に「慣れ」を戒めること。
これまで事故に至らなかったが、幸いにして、ことなきを得たことも多いと思われる。このことが、これからも事故がないとの絶対的な保証にはならないことを銘記すること。
6. 本年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故の発生で、周辺環境から通常より高い濃度の放射性物質が検出されています。屋外での活動は、各自治体及び文部科学省の関連情報を十分に把握・考慮し、活動内容を検討すること。
7. 以下のような資料を参考にして、安全管理態勢を確立すること。
 - (1) 「ボーイスカウト安全入門」, 「救急法」, 「コミッショナーハンドブック」, 「団の運営と団委員会(第8章:スカウト活動と保険)」
 - (2) 日本ジャンボリー・ベンチャースカウト大会等の安全管理ハンドブック
 - (3) 指導者訓練コースにおける安全管理ハンドブック
 - (4) スカウティング誌
平成11年6月号“事故に学ぶ”
平成17年5月号“夏の野外で食べる!食品衛生の再確認”
平成22年5月号“今、改めて薪を燃やす”
平成23年5月号“傷害共済事故分析結果にみる傷病の傾向”
平成23年7月号“15NJ ナタの事故に関するアンケート結果(概要)”及び「野外活動と刃物」
 - (5) 「新・野外活動の安全 Q & A」大阪連盟発行図書
 - (6) 「野外を中心としたスカウト活動における応急手当」奈良県連盟発行図書

以上

刃物類(ナイフを含む)の取扱いについて留意すべき事項

1. 安全上(使用上)の注意

- (1) 刃物は用途に適合した安全な使い方をする。
- (2) カブスカウトの工作等で使用するカッターナイフや小刀等についても同様の取扱いとする。
- (3) 使用上の諸注意については、スカウトハンドブックやリーダーハンドブックを十分参考にし
て行う。
- (4) 他人への安全については十分な気配りをする。
- (5) 刃物の受け渡しについては、安全上の確認を行う。
- (6) 使用後は、サヤやケースのあるものは、その中に収納し、保管する。
- (7) 個人の物は、各人が責任をもって保管・管理し、班の備品となるものは班長のもと備品管理
担当者を決め、保管または管理する(所持許可証はスカウトハンドブック188ページを参照)。
- (8) 指導者研修などの機会を通して、安全指導の徹底をはかる。

2. 刃物の購入及び販売

- (1) スカウト活動上に必要な刃物(ナイフ・オノ・ナタ等)は、スカウト用品販売協力店、県連
盟スカウトショップ、日本連盟スカウト用品部で購入することを原則とする。
- (2) 本人の技術・技能・能力を超えた機能があるものは購入しない(機能、刃の長さ等)。
- (3) 購入にあたっては、保護者及び指導者が関与する。
- (4) 販売にあたっては、加盟登録証の提示及び、団(隊)、氏名、住所などを記録として保管す
ることを原則とする。その際、販売者は保護者、指導者の承認を確認する。

3. 刃物の所持

- (1) 銃刀法、軽犯罪法、青少年の保護育成条例等に基づく基準を超える物は所持しない。
平成 21 年 1 月 5 日から刃渡り 5.5cm 以上の剣(ダガーナイフなど両側に刃がついた刃物)
は原則として所持が禁止されています。
- (2) 今後、上記の法律による規則や改正について指導者は十分な知識を持ち、スカウトや保護者
に対して指導を行う。
- (3) 指導者研修などの機会を通して、主旨を徹底する。

4. 刃物の携帯

- (1) スカウト活動のため(刃物を必要とする活動の場合のみ)であれば、スカウト用品販売協力
店、県連盟スカウトショップ等で販売されているナイフ・ナタ・オノは携帯することができる
が、スカウト活動以外のときは携帯しない。
- (2) 個人で所有している刃物は、学校等へは携帯しない。
- (3) スカウト活動で刃物を携帯するときは、リュックサックまたはハバザックなどに安全を確認
して納める(飛行機を利用するときは、機内への持ち込みとはせず、別に預けるものとする)。

5. その他

- (1) 刃物の所持と携帯等については、ボーイスカウト大阪連盟発行“新・野外活動の安全 Q & A ”
の P148~150「7-2 刃物の携帯と銃刀法」を参照して適切な対応に心掛けてください。
- (2) 都道府県単位での“青少年保護育成条例”“青少年健全育成条例”等は、その条例内容に差
異があり、特に「有害がん具」としての取扱いに相異が生じますので、各都道府県連盟にお
いて十分な対応をお願いします。
- (3) スカウティング7月号に「15NJ ナタの事故に関するアンケート結果(概要)」及び「野外活
動と刃物」が掲載されていますので、そちらも参考にしてください。